

学校いじめ防止基本方針



令和 2 年 4 月

福島県立長沼高等学校

目 次

	ページ
1 基本理念	1
2 基本方針	
(1) いじめの定義	2
(2) いじめ防止等の対策のための組織	4
(3) いじめの未然防止のための取組	5
(4) いじめの早期発見のための取組	6
別表 1	7
(5) いじめに対する措置	8
(6) 重大事態発生の対応	9
(7) 年間計画	11
(8) 評価と改善	12

福島県立長沼高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及び福島県いじめ防止基本方針（平成26年7月25日決定、平成29年9月1日一部改正。以下「県の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。



2 基本方針

(1) いじめの定義

法（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめに当たるか否かの判断＞

判断に当たっては、次の4点を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥ 教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織（本校「いじめ対策委員会」）へ事案の情報提供を行うこと。

＜いじめの理解＞

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起ることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

⑥ 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある生徒

イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

エ 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

<具体的ないじめの様態（例）>

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ・ 存在を否定される。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・ 遊びやチームに入れないと席を離される。

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
- ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校中に荷物を持たされたりする。
- ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（2）いじめの防止等の対策のための組織

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」

② 構成員

本校運営委員会委員に、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーを加えたものとする。

校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、保健厚生部長、教務主任、生徒指導部長、進路指導部長、養護教諭、教育相談主任、各学年主任、スクールカウンセラー
また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

③ 組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
イ いじめの相談・通報の窓口
ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析
エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応

④ 留意事項

ア いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うこととする。当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

イ 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う

ウ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

(3) いじめの未然防止のための取組

教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- ② 未然防止を図るために、生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる
- ⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑦ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

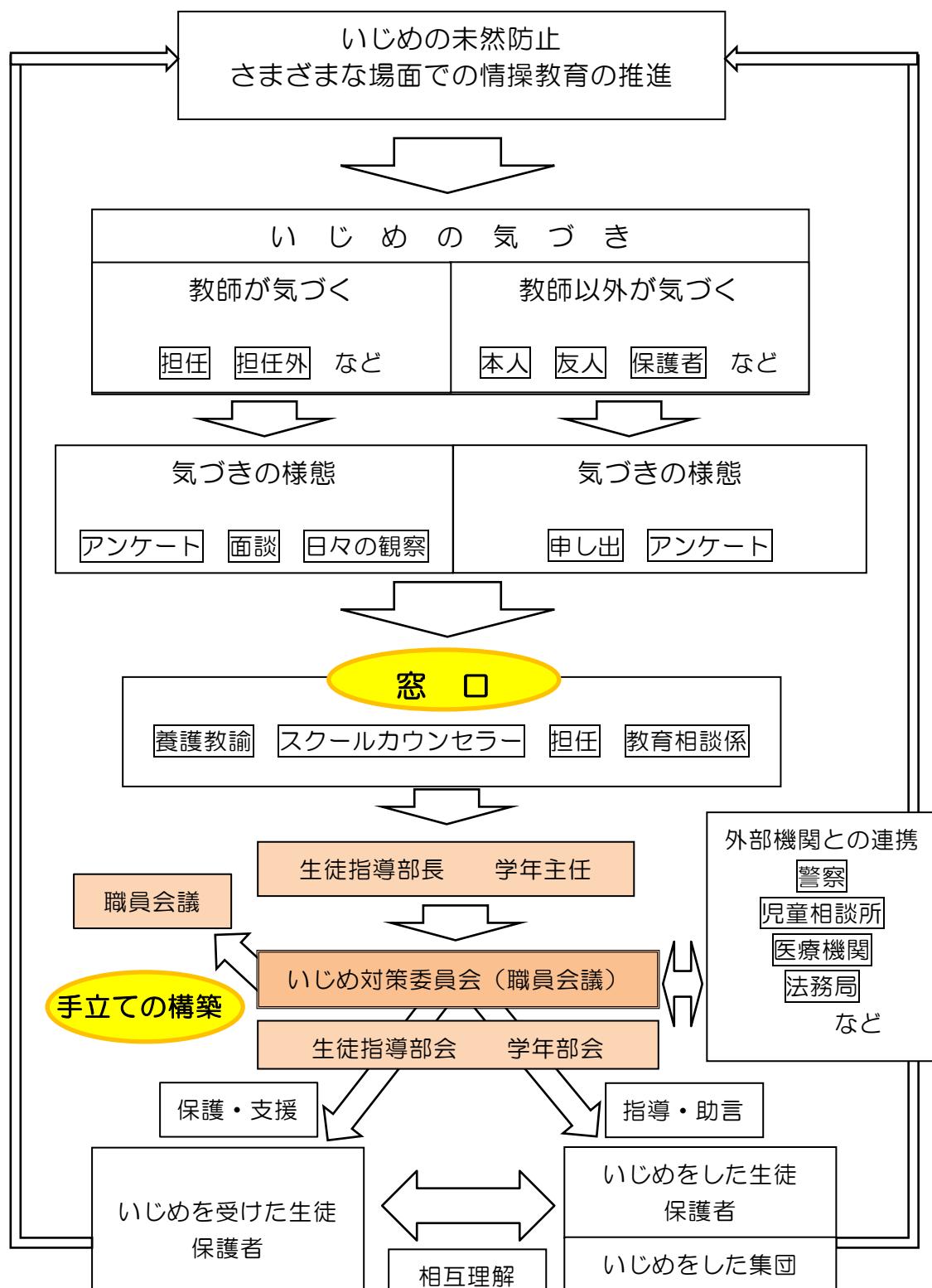
- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート及びアンケート結果によりその後の経過を把握するための追跡調査の実施により、生徒理解といじめの早期発見に努めるとともに、いじめの解消状態を把握する。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応する。

次頁「別表1」参照



別表 1

いじめ早期発見への取組



(5) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに本校「いじめ対策委員会」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、本校「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を学年主任、生徒指導部長を経由して教頭、校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ⑥ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - A いじめの行為が止んでいること
(いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続している)
 - B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する必要がある。)

(6) 重大事態発生の対応

① 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき。

② 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

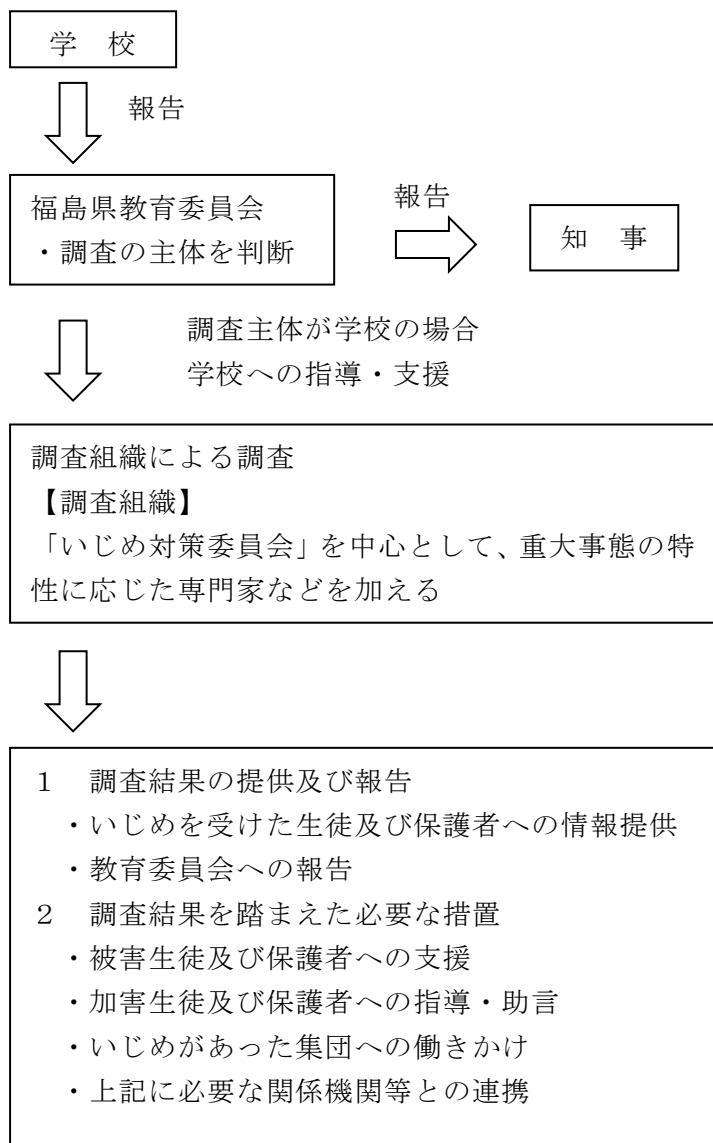
ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

エ 調査実施に当たっての詳細は、「県の基本方針」に基づく。

重大事態への対応フロー図



(7) 令和2年度年間計画

月	生徒指導計画 (抜粋)	面談・実態調査 (アンケート等) の 実施計画	いじめ防止のための 校内研修及び会議等	評価計画
4月	早朝指導①(4/13) PTA・体文総会(4/25)		第1回会議(4/21) ・計画等の確認	自己評価 に合わせ 実施 (10月末) (年度末) (アンケ ート等は 別項目と する)
5月	交通安全教室(5/1) PTA・体文総会報告会(5/8) U P I 調査 早朝指導②(5/14) 全校集会(5/26)	面接週間① (5/7~5/13) いじめに関するア ンケート①(5/26)	第2回会議(5/19)	
6月	県下一斉服装指導 (6/1、2) 早朝指導③(6/22) 薬物乱用防止教室 (6/24)		第3回会議 (6/19) 【全体会】 ・アンケートの状況等の確認 校内研修会①SC	
7月	全校集会(7/3) きうり天王祭補導(7/14) 情報モラル講演会(7/14) 全校集会(終業式)	2者・3者面談	第4回会議 (7/15) ・状況等の確認	
8月	釧路川花火大会補導(8/22) 全校集会(始業式) 早朝指導④(8/24)	2者・3者面談 面接週間②(8/25 ~9/1)	第5回会議 (8/21)	
9月	早朝指導⑤(9/24)	追跡調査① (個人面接)	第6回会議 (9/23)	
10月	県下一斉服装指導 (10/1、2) 全校集会(10/6) 性に関する講話(10/22)		第7回会議 (10/21)	
11月	早朝指導⑥ (11/19)	いじめに関するアンケ ート②(11/19)	第8回会議(11/20) 校内研修会②(11/20)	
12月	全校集会(12/1) 全校集会(終業式)		第9回会議(12/14)	
1月	全校集会(始業式) 早朝指導⑦(1/12)	面接週間③ (1/13~1/19)	第10回会議 (1/19)	
2月	早朝指導⑧(2/1) 全校集会(2/12)	追跡調査② (個人面接)	第11回会議(2/25) ・反省と計画立案	
3月	全校集会(終業式) 携帯安全教室(3/29)		第12回会議 (3/26)	

※1 「全校集会」は考查終了後のものである。

※2 全校集会において、指導部長より生活状況等に合わせ講話を実施する。

- ※3 会議については、定例の「職員会議」と合わせ実施する。なお、突発的な場合等は臨時に開催する。
- ※4 研修は、「いじめ対策委員会」が主催し実施する。
- ※5 評価計画は、本校「自己評価」計画に合わせ実施する。

(8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。



